

議案第13号

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例（平成30年
岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

曾野小学校放課後児童クラブ施設	岩倉市曾野町井森6番地
-----------------	-------------

別表第2に次のように加える。

曾野小学校放課後 児童クラブ施設	クラブ室A	440円	440円	550円
	クラブ室B	440円	440円	550円
	クラブ室C	440円	440円	550円
	クラブ室D	440円	440円	550円

附 則

この条例は、令和6年4月5日から施行する。